

機関番号：32612

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530310

研究課題名（和文） 19世紀後半 20世紀初頭ロシアにおける財政と農民税制

研究課題名（英文） Finance and peasant taxes in rural Russia circa 1900.

研究代表者

崔 在東（CHOI JAEDONG）

慶應義塾大学・経済学部・准教授

研究者番号：10292856

研究成果の概要（和文）：19世紀後半から20世紀初頭のロシアの農村社会において出火件数が10倍近くに増加した。ロシア農民にとって火事は、火災保険からの多額の保険金が受領できたため、経営をリセットするチャンスを意味していた。ゼムストヴォは出火件数の急増に伴う莫大な火災補償にもかかわらず、莫大な準備金を蓄積できた。準備金の大半は防災事業ではなくゼムストヴォの一般事業に支出されていた。1917年革命期ロシア農民は保険料を1918年にも納入しつづけていた。

研究成果の概要（英文）：From the late 19th century to the early 20th century, there was a ten-fold increase in fire incidents in rural Russia. Fires did not necessarily lead to bankruptcy for Russian peasants, but were an opportunity to receive a significant payment of insurance money that enabled them to reset their economic situation. In spite of speedy increase of fire incidents, *Zemstvo* was able to accumulate enormous reserves. Most of the reserves had been spent on the general business of *Zemstvo* rather than disaster prevention activities. Russian peasants continued to be delivered premiums until 1918.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,900,000	570,000	2,470,000
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	3,600,000	1,080,000	4,680,000

研究分野：ロシア経済史

科研費の分科・細目：経済学、経済史

キーワード：ロシア、火事、放火、火災保険、ゼムストヴォ

1. 研究開始当初の背景

ロシア政府は、現在と同様に、財政の諸問題を抱えており、常に懸案の問題となっていた。財政の源泉となる税金がどのような原則や基準によって徴収され、どのように使われているのかは国や社会のあり方および方向性

とも密接な関係を有している。財政の問題は現代に新たに発生したのではなく、歴史上の近代国家が共通的に抱えている問題である。その限り、19世紀後半 20世紀初頭のロシア政府や地方自治機関も同様の課題や問題を抱えていたが、この問題は従来の研究史にお

いてほとんど注目されて来なかった。しかし、国家および地方財政の究明はロシア政府の政策方向性と社会のあり方の断面を浮き彫りにすることを可能にする。さらに、近代国家は共通的に財政の諸問題に取り組んでいたため、他国との比較研究も可能にする広がり大きい研究となる。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、農奴解放(1861年)からロシア革命(1917年)に至る時期におけるロシア社会と農民政策を財政・税制および公共性の観点から見直し、新たな社会像を提示することを目的とした。本研究の検討対象となる研究課題は、農民関連諸税と税制改革および農民家計、郷・村の財政と諸公共事業と義務遂行、地方自治機関である県・郡ゼムストヴォの財政と諸公共事業(災害対策・強制保険・食糧安保・道路整備など)および国家財政と財政改革の3点であった。

(2) 財政の支出の多くは国家や社会の公共性の高い諸事業にかかわっており、公共教育、衛生および医療、食糧確保・供給(飢饉対策)や災害防止・対策などのセーフティ・ネットワーク、強制保険、社会保護および社会福祉などは、時間的には現在だけでなく歴史においても、さらに空間的にも様々な地域や国において、共通的に見られる普遍的な問題であるからである。既存の研究史においては、公共教育と衛生・医療に主に研究が集中し、上記のセーフティ・ネットワークや強制保険および社会保護・福祉についてはほとんど研究が行われていない。

(3) 史料の面において非常に恵まれているからである。ロシアの徴税関連システムは農奴解放から何より最も充実に機能していた制度である。そのため、史料の条件において非常に恵まれて、実際に中央および地方ロシア歴史公文書館に膨大な資料が存在してい

るにもかかわらず、これまでの研究史においてはほとんど注目されてこなかった。これらの史料を新しく発掘し、19世紀後半から20世紀初頭のロシア農村社会の新たな側面を掘り出すだけでなく、既存の研究史においてほとんど看過されてきた新しい時代像を提示することを期待できる。

(4) 本研究の有する学術的側面における最も大きな独創点は、従来の研究史においてほとんど研究されてこなかった農民租税と財政に注目していることである。帝政末期ロシアの社会システム、社会的インフラ整備とセーフティ・ネットワーク、ロシア政府の一貫した農民保護政策、農民家計と税負担の軽減などが明らかになる。総じて、末端の農民経営から上部の国家財政までの全体的かつ詳細な見取り図の提示が研究結果として期待できる。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、1861年農奴解放から1917年ロシア社会主義革命までの間におけるロシア農村社会と農民政策を税制と財政の観点から究明することを目的とするが、この問題は従来のロシア史研究においてはほとんど注目されてこなかった。本研究は研究代表者による単独遂行の研究であるが、既存の研究の蓄積がほとんど存在していないため、研究は主としてロシア現地の図書館と公文書館における一次資料の新たな発掘と収集を通じて遂行される。

(2) 一次資料は、公刊資料と公文書館資料と大きく分けられる。まず、公刊資料としては、財務省、内務省、国家財産省および農業省などのロシア中央政府の関連官庁によって公刊された税制改革と納税調査報告書などが用いられる。地方自治体であるゼムストヴォが設置されている帝政ロシアの 34

県における県ゼムストヴォと郡ゼムストヴォとの年次定例総会報告書、膨大な量に達する事業関連指導員の現場活動および調査報告書、ゼムストヴォが行政上の理由で長年導入されなかった北西部と西部諸県における現地活動および調査報告書、中央と地方の新聞、雑誌、政府機関の機関誌および広報誌、地方自治団体ゼムストヴォの機関誌、当時の社会・経済学者およびゼムストヴォ指導員によって公開される調査研究報告書などが用いられる。

(3) 公文書館に保管されている未公開一次資料としては、ロシア革命前の帝政ロシア期中央政府の公文書と地方行政組織および自治組織の公文書が用いられる。前者においては主にロシア全国レベルの状況、ロシア政府内部における政策作成過程における議論、そして中央政府関連官庁と地方とやり取りおよび農村住民の多様な対応などについての史料を収集できる。なお、地方の公文書館では、人名別納税帳簿、村名別納税帳簿、現地実務機関によって作成される生のままのミクロ的史料が収集できる。ロシアの領土は広大で県の数としても50以上が数えられるため、本研究では主にモスクワ州とペテルブルグ州の地方公文書館の史料を用いる。利用する公文書館は、具体的には、ペテルブルグ市にあるロシア連邦国立歴史公文書館()、ペテルブルグ州歴史公文書館、モスクワ州歴史公文書館であり、その他に、ペテルブルグ市所在のロシア国立図書館とモスクワ市所在のロシア連邦国立図書館(旧レーニン図書館)と国立歴史図書館、などに別途所蔵されている諸公文書も用いられる。

4. 研究成果

(1) 19世紀後半から20世紀初頭のロシアの農村社会において出火件数が10倍近くに増

加した。とりわけ1900年代初めからストルィピン農業改革期を含む第一次世界大戦直前までの間に、19世紀末の出火件数を2~3倍超える極めて多くの火災が発生した。ロシア農民にとって火事は必ずしも経営に破滅的な結果をもたらすものではなく、むしろ多額の保険金を得て経営をリセットするチャンスを用意していた。というのも、モスクワ県の農民は1904年に強制基本保険加入者の4割、1909年に5割、1914年には6割以上が、保険対象物の時価額よりしばしば数倍にも過大評価されていた保険評価額の70~80%を保険金として手に入れることができたからである。出火件数の爆発的な急増にもかかわらず、ゼムストヴォの火災保険事業は、農民経営の保護を目的とする公益事業より収益性の追求とゼムストヴォ資金確保に重点を置き、かなりの成功を収めていた。一方、農民は保険対象物の過大評価の下で多額の保険金を実際に受け取ることができた。その意味で、ゼムストヴォ火災保険はゼムストヴォにとっても保険加入農民にとっても好都合な事業でありつづけていた。一方、保険料の納入は第一次世界大戦と1917年革命期においても続き、準備金はゼムストヴォの一般事業の継続の財源となっていた。戦時中の建築財と建築労働者賃金が急騰していく中に逆に保険価格は凍結され、再評価によって引下げられていたため、出火件数は激減し、保険事業は再び大規模な黒字に転換した。ところで、ロシア農民のゼムストヴォ火災保険への積極的対応は、第一次世界大戦と1917年2月革命による帝政ロシア政府の崩壊後も、さらに1917年10月革命後の1918年前半までも継続した。

(2) モスクワ県ゼムストヴォの火災保険事業は、一方で農民経営の保護を目的とする公益事業としての側面と、他方で保険事業その

ものの継続のための財政健全化と、ゼムストヴォ諸事業の資金の確保を行わねばならないという側面の二重性を有していた。保険金額算定基準の数度にわたる改定など、モスクワ県におけるゼムストヴォ火災保険に見られた、1867年の導入以降1917年まで半世紀間の一連の保険政策の変更は、このような二重性の下で行われたものであった。しかし、20世紀初頭のモスクワ県ゼムストヴォは他の多くの県ゼムストヴォと同様に後者、すなわち収益性の追求とゼムストヴォ資金確保のための保険事業という側面に重点を置いていた。20世紀初頭の出火件数の爆発的な増加にもかかわらず、かなりの成功を収めていた。ゼムストヴォ火災保険事業は第一次世界大戦の勃発によって新たな局面を迎えた。すなわち、戦時中の建築財と建築労働者賃金が急騰していく中に逆に保険価格は凍結され、再評価によって引下げられていたため、もはや多額の保険金を期待できなくなったため、出火件数は激減し、保険事業は再び大規模な黒字に転換した。1917年2月以降のロシア革命期においても同様に火災発生数の激減と大規模な黒字を示し、準備金も著しく増加した。1917年革命期には、納入がほとんど途絶えていたゼムストヴォ税とは違って、農民側からの保険料の納入は続き、ゼムストヴォ火災保険の準備金はゼムストヴォ一般事業の継続を支える財源となっていた。

(3) ゼムストヴォの防災事業への関わりは、共通指針が存在せず、各県によってばらばらであったが、その主な理由は、防災事業に積極的な対応と介入が見られていた西欧諸国と違って、ロシア政府は防災事業への介入も支援も1917年革命までも全く行われていなかったからである。また、ゼムストヴォは火災発生を必ずしも否定的に捉えず、防災事業に消極的であった。ゼムストヴォは火災発生

の抑制と火災被害拡散の防止という公共性の追求という求心力とゼムストヴォ財政の資金源としての火災保険事業の位置づけからくる営業性と収益性の追及という遠心力との拮抗関係に置かれていたものの、基本的には後者に重点を置いていた。農民は火災保険の発展と保険価額の過大評価の現実の下で、火災発生は必ずしも災いの元でなく、むしろ経営の建て直しのチャンスであり、農村社会や農民家族内部における諸問題の最も簡単かつ安全な解決手段であると見なしていたため、防災事業や施策に対しては基本的に無関心であった。こうして、ロシア政府の傍観的態度、過度な地方分権化、各県ゼムストヴォの自治性の固執、ゼムストヴォ火災保険の収益性の追求とゼムストヴォ事業の主な資金源としてのゼムストヴォ火災保険準備金の位置づけと準備金に占める防災事業への支出のわずかな割合、保険対象物の過大評価の下における農民の火災保険からの期待収益に対する積極的対応と対照的な防災事業に対する消極的ないしは否定的対応、農民関連法規定における農民屋敷地の私有性の強化、消防隊と耐火建材普及の体系的組織化の不在などによって、消火設備の積極的な普及などによる部分的な成果は見られたものの、全体として半世紀の間でもゼムストヴォの様々な防災事業はいずれのものも実験的段階を逃れず、火災保険制度における保険価額の過大評価の下で出火件数が持続的かつ急速な増加を示したため、火災発生数の抑制という防災事業の目的はほとんど達成されることはできなかった。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)
崔在東、近代ロシア農村社会におけるゼ

ムストヴォ火災保険(1850-1918): モスクワ県を中心として、三田学会雑誌、査読無、第104巻1号、2011年(印刷中)
崔在東、20世紀初頭ロシア農村社会における火事・放火と火災保険、歴史と経済、査読有、210号、2011年、15-31

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕
出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

崔 在東 (CHOI JAEDONG)
慶應義塾大学・経済学部・准教授
研究者番号：10292856

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：